長期脱炭素電源オークション実務説明会

参加登録・応札・容量確保契約書の締結について (応札年度:2023年度)

2023年10月 電力広域的運営推進機関



第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

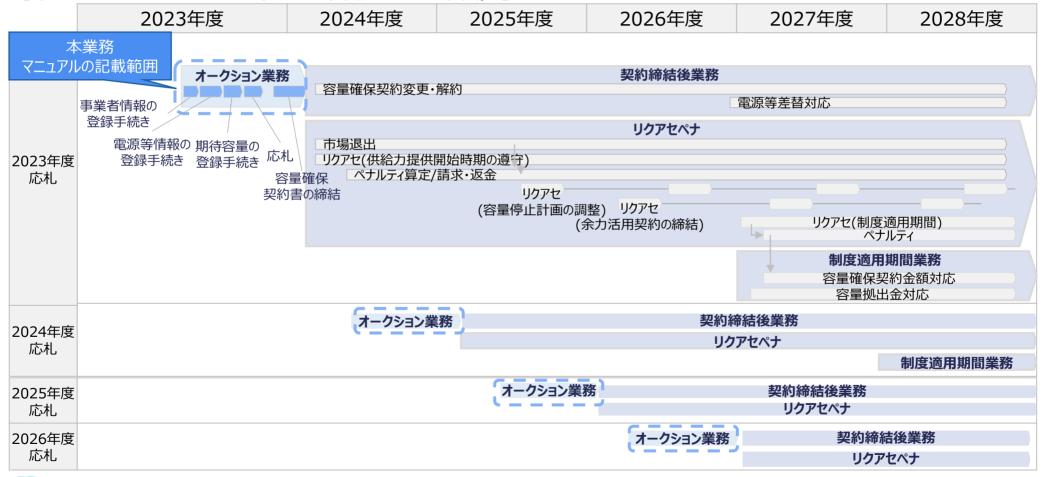
- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



1.1 本資料の説明内容① オークション全体スケジュールに対する本業務マニュアルの位置づけ

- ■「長期脱炭素電源オークション(以下、「本オークション」)の全体スケジュールは以下のとおりです。
- 本オークション業務に係る手続き等について、業務マニュアル(長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編)(以下「本業務マニュアル」)で説明しています。

【本オークションスケジュール(2023年度~2028年度)】





1.1 本資料の説明内容② 本資料における本オークション業務の説明範囲

■ 本資料では、本業務マニュアルにおける事業者情報登録から容量確保契約書の締結までの業務手順、および 特にご留意いただきたいポイント等についてご説明します。

本業務マニュアルの章構成

第1章 はじめに

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
- 1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き

第2章 事業者情報

- 2.1 事業者情報の登録手続き
- 2.2 事業者情報の変更手続き
- 2.3 事業者情報の取消手続き

第3章 電源等情報

- 3.1 電源等情報の登録手続き
- 3.2 電源等情報の変更手続き
- 3.3 電源等情報の取消手続き

第4章 期待容量

- 4.1 期待容量の登録手続き
- 4.2 期待容量の変更手続き

第5章 応札

- 5.1 長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の受領
- 5.2 応札容量の算定
- 5.3 電源毎の応札
- 5.4 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出
- 5.5 応札価格の修正又は応札の取下げ
- 5.6 監視の完了連絡の受領
- 5.7 落札結果の受領

第6章 容量確保契約

- 6.1 容量確保契約書の締結
- 6.2 容量確保契約の変更
- 6.3 容量確保契約の解約または解除

Appendix

本資料の章構成

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑のサンプル
- 5.3 FAQ



※事業者情報、電源等情報、期待容量、および容量確保契約の変更、取消、解約に係る手続きは、登録手続きと作業が重複すること 等を踏まえて本資料での説明を割愛します。

1.1 本資料の説明内容③ (参考) 募集要綱、本業務マニュアルおよび本資料の関係性

- 募集要綱では、募集全般に係る情報を記載している一方、本業務マニュアルでは本オークションへの参加を希望 する事業者が実施する手続きのうち、参加登録、応札、落札後に広域機関(以下、「本機関」)と締結する容 量確保契約書に係る手続き、および容量市場システムの操作方法等の具体的な内容を記載しています。
- 本資料では、本業務マニュアルにおける記載内容から特に重要なポイントに対象を絞り、各業務の手順を説明いたします。

57 # 市石	記載内容					
記載事項	募集要綱	本業務マニュアル	本資料			
記載範囲	参加登録、応札容量確保契約書の締結落札電源および約定価格の決定方法契約条件	参加登録、応札容量確保契約書の締結定				
業務フロー	対象外	•事業者・本機関の双方に関する業務フロー				
参加登録・応札時 の登録情報	●登録項目の一覧	登録項目登録項目と提出書類の関連性具体的な登録方法	登録項目登録項目と提出書類の関連性具体的な登録方法の要点			
参加登録・応札時 の提出書類	●提出書類の一覧	提出書類の一覧各書類の様式具体的な記載方法	・提出書類の一覧・各書類の様式・具体的な記載方法の要点			
容量確保契約書等に係る手続き	●容量確保契約書を締結する旨	容量確保契約書の締結、変更、 解約の具体的な手続き	容量確保契約書締結の具体的な 手続きの要点			



1.1 本資料の説明内容④ (参考)容量市場関連文書と公表状況

関連	車文書等		概要	公表状況
	容量市場募集要網	容量市場メインオークション 募集要綱	• メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024~27年度向け: 公表済
		容量市場追加オークション 募集要綱	• 追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024年度向け: 公表済
	%1 %2	長期脱炭素電源オークション 募集要綱	• 長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方 法等を規定	応札年度(2023年度): 公表済
	容量確保	容量確保契約約款	メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	契約書 ※1※3	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	• 長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
容量 市場		メインオークション 参加登録・応札・契約締結編	• メインオークションの参加登録や応札、容量確保契約書の締結までの手順等について記載	2024~27年度向け: 公表済
関連		実需給前に実施すべき業務 (全般)編	余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源ではない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載	
文書 ※4		電源等差替編	• 電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024年度向け: 公表済 2025年度向け: 公表済
×4		容量停止計画の調整業務編	• 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2026年度向け: 今後公表予定
	容量市場	実効性テスト編	• 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	
	業務マニュアル ※1※2	追加オークションの参加登録編	• 参加登録申請の手順、提出書類等について記載	
	Λ1ΛΣ	追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	• 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024年度向け : 公表済
		長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・契約締結編	• 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	公表済
		実需給期間中リクワイアメント/ ペナルティ・容量確保契約金額/ 容量拠出金 編	算定諸元(容量停止計画、発電計画・発電上限等)の登録・アセスメント結果の確認、ペナルティ・容量確保契約金額、容量拠出金の確認手続き等について記載	意見募集実施済み (2023年8月10日~9月8日)

※1:初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2:対象実需給年度毎に公表します ※3:対象実需給年度に依らず共通です ※4:関連文書は必要に応じて追加します



1.1 本資料の説明内容⑤ (参考)参加登録・応札関係スケジュール

■ 参加登録・応札関係のスケジュールは以下のとおりです。各段階で、設定された期日を守るようにお願いいたします。

			2023年度			2024			
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度
	事業者情報の 登録受付期間	2023年10月16日~ 2023年10月20日							
	事業者情報の審査期間	2023年10月16日~ 2023年10月26日)					
参加登録	電源等情報の登録受付期間	2023年10月24日~ 2023年11月8日							
多加豆酥	電源等情報の審査期間	2023年10月24日~ 2023年11月30日)				
	期待容量の登録受付期間	2023年12月1日~ 2023年12月12日							
	期待容量の審査期間	2023年12月1日~ 2023年12月27日							
	応札の受付期間	2024年1月23日~ 2024年1月30日)		
オークション	応札容量算定に用いた期待容量等 算定諸元一覧登録受付期間	2024年1月31日~ 2024年2月7日							
	約定処理·監視期間	[予定] 3カ月程度を目安に実施							

[※]各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせします。

[※]応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。

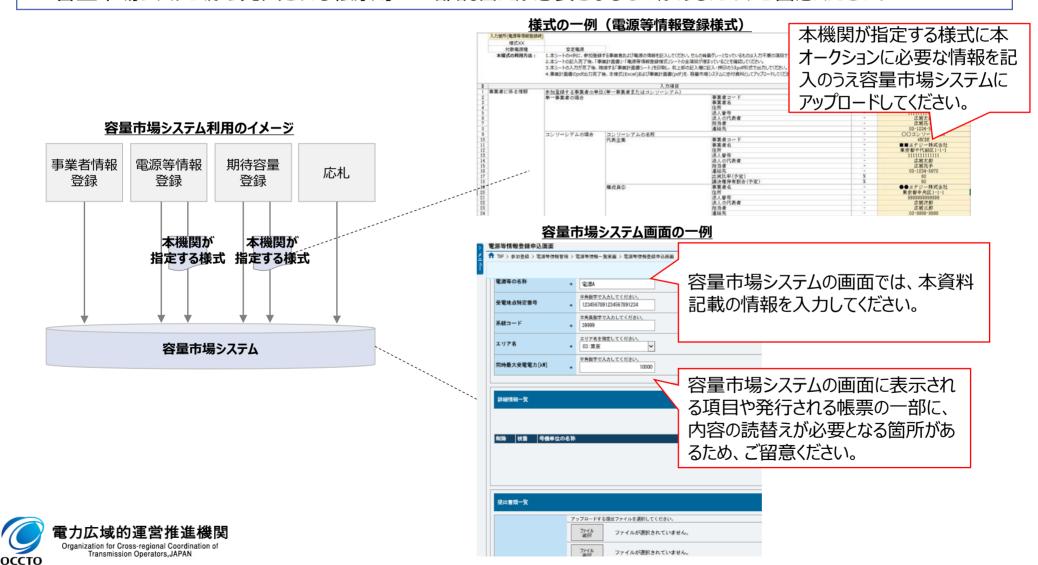
^{※「}応札の受付期間」終了から3ヵ月後を目途に約定結果を公表します。

[※]公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合があります。

[※]不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

1.2 容量市場システムの利用について① 本オークションにおける容量市場システム利用の概要

- 本オークションの参加登録における電源等情報や期待容量登録の登録業務においては、本機関が指定する様式に情報を記入のうえ容量市場システムにアップロードし、容量市場システム画面上も必要な情報を入力してください。
- 容量市場システムから発出される帳票等に一部読替えが必要となるものがあるため、ご留意ください。



1.2 容量市場システムの利用について②容量市場システムマニュアルの案内

■ 本業務マニュアルでは、容量市場システムの基本操作も合わせて記載しておりますが、操作の詳細については容量 市場システムマニュアルをご参照ください。

本業務マニュアル

- ・具体的な手続きや主要な容量市場システム操作方法等、参加登録を円滑に行っていただくために必要な情報を記載しています。
 - ※事前手続き(事業者コード、クライアント証明書の取得)については、下記HPを参照ください。

【容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて】

容量市場 システム マニュアル

・容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。

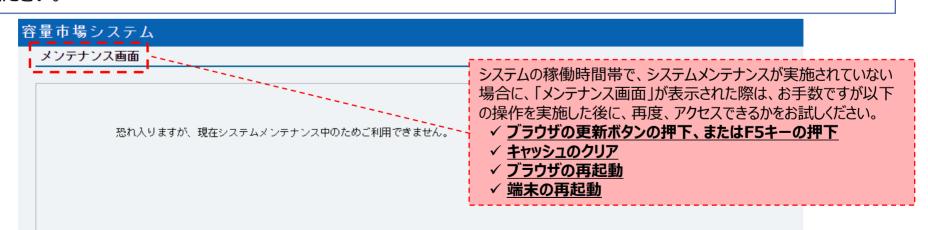
【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】

- ※容量市場システムの稼働時間は 平日9:00~18:00 となります。
- (稼働時間を変更する場合には別途お知らせいたします。)
- ※容量市場システムのお知らせ一覧にも、各種情報が掲載されますので、ご利用ください。
- ※容量市場システムでメンテナンス画面が表示される場合の対処方法については、次ページを参照ください。



1.2 容量市場システムの利用について③ (参考)容量市場システムでメンテナンス画面が表示される場合

- 容量市場システムの稼働時間帯は平日9:00~18:00 (メンテナンスを実施していない場合) となります。
- 以下の場合にメンテナンス画面が表示されます。
 - ✓ 稼働時間帯(平日9:00~18:00)以外の場合
 - ✓ システムメンテナンスを実施中の場合 ※システムメンテナンスを実施する場合は、原則事前にアナウンスいたします。
- 上記以外の場合にメンテナンス画面が表示された際は、以下の方法を実施してから再度アクセスしてください。
 - ✓ ブラウザの更新ボタンの押下、またはF5キーの押下
 - ✓ キャッシュのクリア
 - ✓ ブラウザの再起動
 - ✓ 端末の再起動
- 上記を実施してもなおログイン画面が表示されない場合は、お手数ですが本機関の容量市場問合せ窓口までご連絡ください。



目次

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

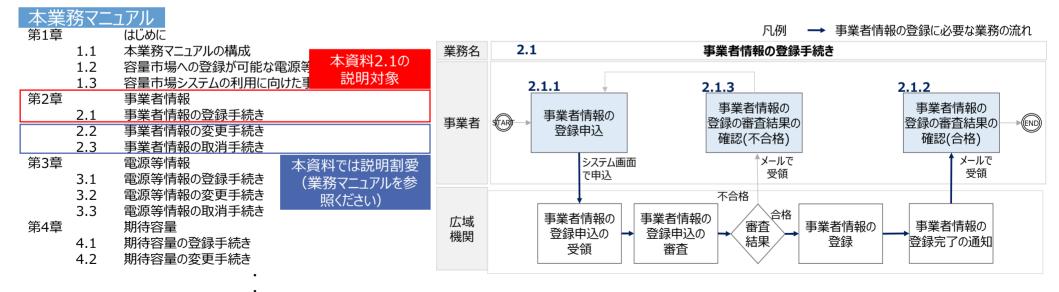
- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



対象業務「2.1 事業者情報の登録手続き」

2.1 事業者情報の登録① 事業者情報登録業務の流れ

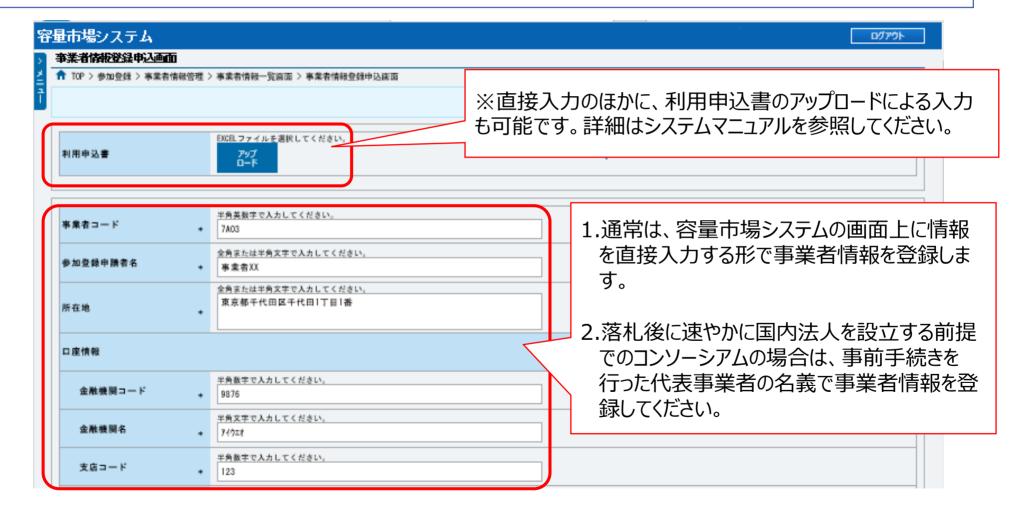
- 本節では、事業者情報の登録業務について、容量市場システム画面と合わせて説明します。(事業者情報の変更・取消業務は、登録業務と手順が重複すること等に鑑みて本資料での説明対象からは割愛します)
- なお、既に容量市場システムに事業者情報を登録した事業者は、新たに登録する必要はありません。登録済の 事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- また、容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書(様式1)」を提出している 事業者は、再度提出する必要はありません。



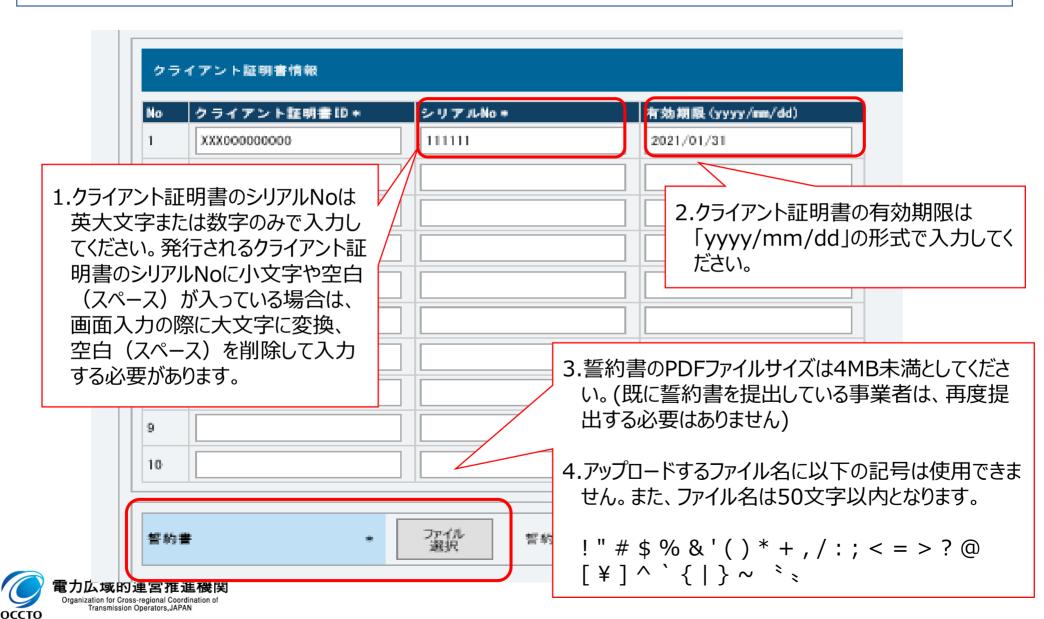


2.1 事業者情報の登録② 事業者情報の登録方法に係る留意点(1/3)

- 事業者情報の登録にあたっては、容量市場システムの画面上に直接情報を入力する方法に加えて、利用申込書 をアップロードして登録する方法が存在します。
- 利用申込書のアップロードによる登録方法の詳細は、容量市場システムマニュアルを参照してください。

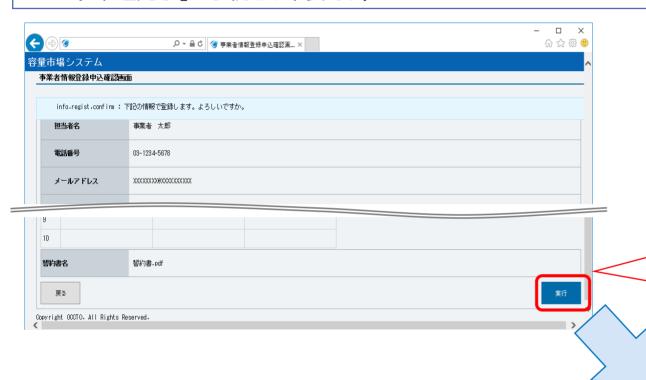


事業者情報の登録にあたっては、以下の点にご留意ください。



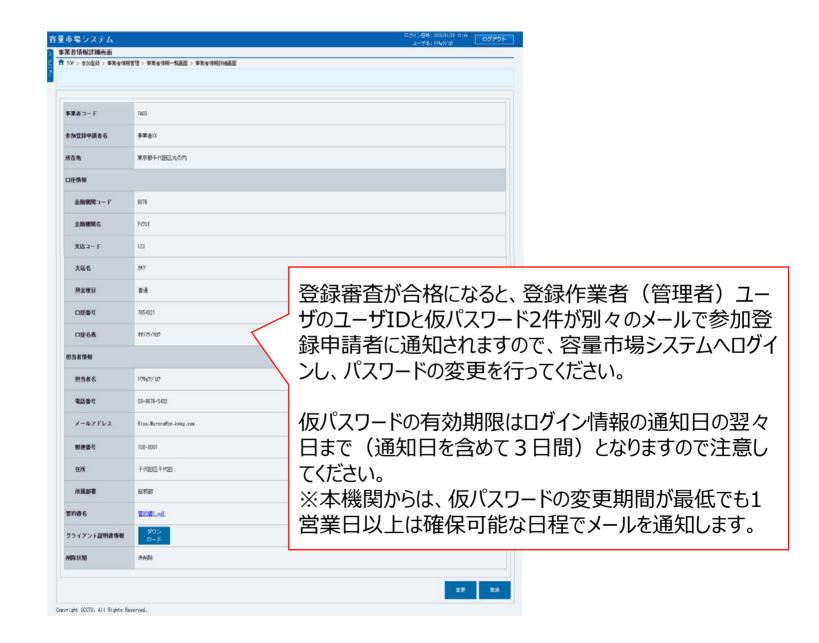
2.1 事業者情報の登録④ 事業者情報の登録方法に係る留意点(3/3)

事業者情報の登録申込においては、「実行」ボタンをクリックすることで申込が完了します。 (「申込完了」の手続きは不要です)



「実行」ボタンをクリックして、「完了画面」が表示されたら、登録申込が完了します。 (登録申込では「申込完了」の手続きは不要です)

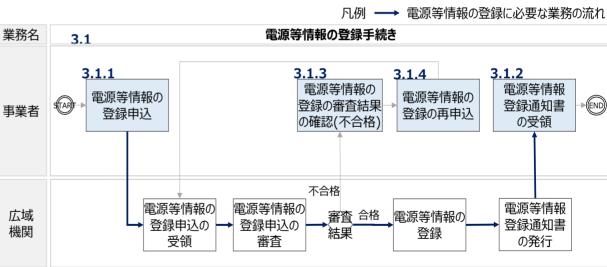




2.2 電源等情報の登録① 電源等情報の登録業務の流れ

- 本節では、電源等情報の登録業務について、容量市場システム画面や本機関が指定する様式のイメージ等と合わせて説明します。(電源等情報の変更および取消業務は、登録業務と手順が重複すること等に鑑みて、本資料での説明対象からは割愛します)
- 電源等情報は、メインおよび追加オークション向けに登録されている場合でも、必ず登録が必要です。

第1章 はじめに 本業務マニュアルの構成 1.1 1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等 1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き 第2章 事業者情報 事業者情報の登録手続き 2.1 本資料2.2の 2.2 事業者情報の変更手続き 説明対象 事業者情報の取消手続き 第3章 電源等情報 電源等情報の登録手続き 3.1 3.2 電源等情報の変更手続き 3.3 電源等情報の取消手続き 第4章 期待容量 本資料では説明割愛 期待容量の登録手続き 4.1 (業務マニュアルを参照く 期待容量の変更手続き 4.2 ださい) 第5章 応札. 5.1 長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の受領 5.2 応札容量の算定 5.3 電源毎の応札 5.4 応札容量算定に用いた期待容量算定諸元一覧の提出 5.5 応札価格の修正または応札の取下げ 5.6 監視の完了連絡の受領 5.7 落札結果の受領 第6章 容量確保契約 容量確保契約書の締結 6.1 6.2 容量確保契約の変更 6.3 容量確保契約の解約または解除



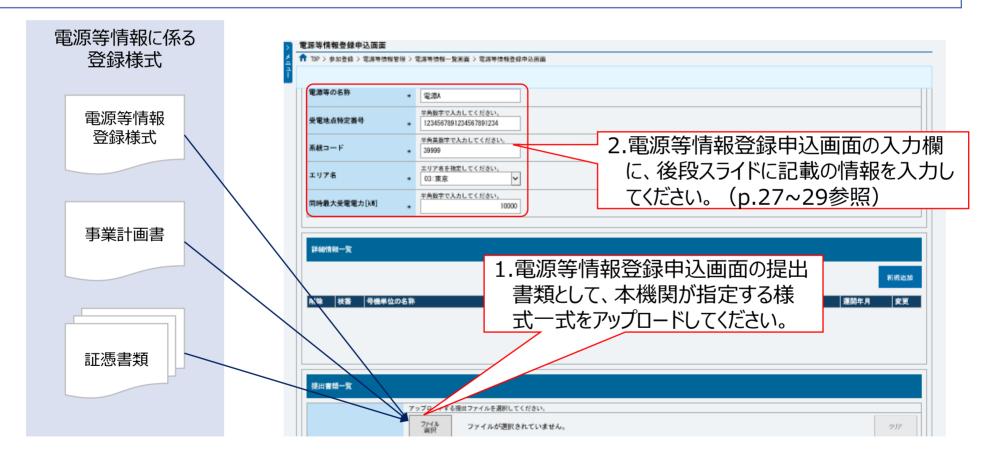


оссто

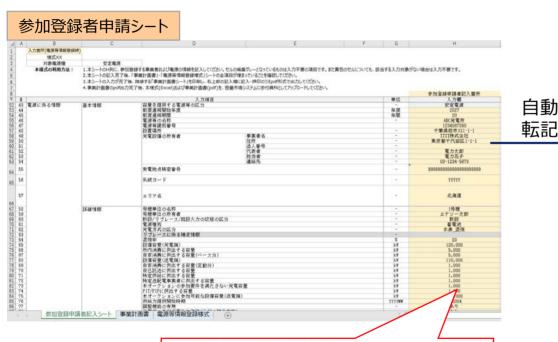
電力広域的運営推進機関

2.2 電源等情報の登録② 電源等情報の登録方法に係る留意点

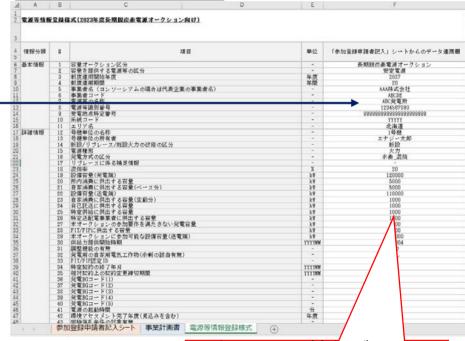
- 本オークションの電源等情報登録では、本機関が指定する電源等情報に係る登録様式(電源等情報登録様式、事業計画書、証憑書類)を容量市場システムにアップロードする形で情報を登録してください。
- 上記に加えて、容量市場システム画面上にも必要情報を別途入力してください。(容量市場システム上の処理を 進めるための対応となります)



- 電源等情報登録様式を本機関ホームページからダウンロードしてください。
- 電源等情報登録様式内の「参加登録申請者記入シート」に、事業者・電源に係る情報を記入してください。(記入された情報は同ファイルの「事業計画書」、「電源等情報登録様式」シートに転記されます)
- ■「電源等情報登録様式」シートに転記された情報が正しいことを確認し保存のうえ、指定する証憑類と併せて容量市場システムにアップロードしてください。(証憑はp.22-25を、アップロード方法はp.30を参照)



1.参加登録申請者記入シートのH 列に、参加登録する事業者や電 源の情報を記入してください。 電源等情報登録様式シート

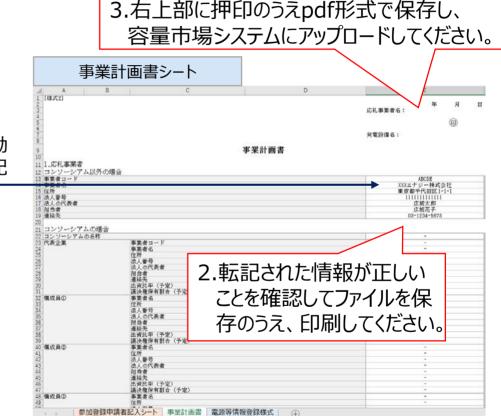


2.転記された情報が正しいことを確認してファイルを保存のうえ、容量市場システムにアップロードしてください。



2.2 電源等情報の登録④ 事業計画書の記入・提出方法

- 電源等情報登録様式の「参加登録申請者記入シート」に記入後、「事業計画書」シートに転記された情報が正しいことを確認し、同シートのみを印刷し右上部に押印してpdf形式で保存してください。
- 指定する証憑類と併せて容量市場システムにアップロードしてください。 (証憑はp.22-25を、アップロード方法はp.30を参照)





1.参加登録申請者記入シートのH列 に、該当する事業者・電源の情報を 記入してください。(前頁と同様)

2.2 電源等情報の登録⑤ 提出書類一覧(安定電源1/2)

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
1	電源等情報登録様式	規定様式あり	全電源	-
2	事業計画書	規定様式あり	全電源	pdf化し押印のうえアップロードしてください
3	脱炭素化ロードマップ	規定様式あり	水素専焼火力(グレー水素に限る)、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス(既設改修に限る)、LNG専焼火力の電源	*3
4	発電調整供給契約に基づく受電地点明細表	規定様式あり	全電源	%1
5	常時系統エリアを確認できる書類	規定様式あり	系統接続するエリアが複数存在する電源	% 1
6	接続検討回答書	規定様式あり	全電源	%2
	自家消費に供出する設備容量の証憑書類 自己託送に供出する設備容量の証憑書類 特定供給に供出する設備容量の証憑書類 特定送配電事業者に供出する設備容量の証憑書類	規定様式なし	左記容量に該当がある電源	*1
11	応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事 業実施体制図	規定様式なし	応札事業者と発電設備の所有者が異なる電源	-
12	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを 証する書類 例1. 方法書手続を開始した旨が記載された事業者 や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したも の 例2. 方法書手続を開始した旨が記載された関係地 方公共団体の公報や広報紙のコピー	規定様式なし		方法書そのものでは手続を開始した証拠 書類とは見なしません
13	補助金の受領及びその額を証する書類	規定様式なし	電源等情報の登録の時点でサプライチェーン支援制度および拠点整備支援制度の制度適用が 決まっている電源	* 1
14	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類(様式自由)	規定様式なし	電源の建設においてプロジェクトファイナンスを 利用する電源 (事業計画書に該当有無記載)	_

- ※1 電源等情報登録時に証憑の準備が整わない場合、準備が整い次第提出してください
- ※2 電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とします。ただし、2024年1月15日までに「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。なお、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までは、通常3ヶ月程度を要します。
- ※3 資源エネルギー庁において内容を確認します



2.2 電源等情報の登録⑥ 提出書類一覧(安定電源2/2)

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
15	金融機関の関心表明書又はコミットメントレター (様式自由)	規定様式なし	電源の建設においてプロジェクトファイナンスを 利用する電源 (事業計画書に該当有無記載)	-
16	以下の内容を記載した事業者名義の誓約書(様式自由) ・事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な 社内手続を経ていること 外部(親会社等)からの資金調達を一部又は全部 の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との 検討状況、今後必要となる手続	規定様式なし	電源の建設においてプロジェクトファイナンス以外 による調達を利用する電源 (事業計画書に該当有無記載)	-
17	燃料の安定調達を確認できる書類	規定様式なし		-
18	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し(以下「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」という。)	規定様式あり	国内の森林に係る木質バイオマスを 使用する電源	-
19	燃料の安定調達を確認できる書類	規定様式なし		原産国燃料調達事業者と国内の燃料 調達事業者との売買契約書又は二者 間の覚書等
20	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類	規定様式あり	輸入木質バイオマス燃料を使用する電源	-
21	「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく合法性、持続可能性に関する書類	規定様式あり		-

2.2 電源等情報の登録⑦ 提出書類一覧(変動電源1/2)

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
1	電源等情報登録様式	規定様式あり	全電源	-
2	事業計画書	規定様式あり	全電源	pdf化し押印のうえアップロードしてください
3	発電調整供給契約に基づく受電地点明細表	規定様式あり	全電源	※ 1
4	常時系統エリアを確認できる書類	規定様式なし	系統接続するエリアが複数存在する電源	※ 1
5	接続検討回答書	規定様式あり	全電源	※ 2
6	自家消費に供出する設備容量の証憑書類			
7	自己託送に供出する設備容量の証憑書類	規定様式なし	大記容量に該当がある電源	 * 1
8	特定供給に供出する設備容量の証憑書類		生に付重に改当がのの电源	× 1
9	特定送配電事業者に供出する設備容量の証憑書類			
10	応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事 業実施体制図	規定様式なし	応札事業者と発電設備の所有者が異なる電源	-
11	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを 証する書類 例1. 方法書手続を開始した旨が記載された事業者 や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したも の 例2. 方法書手続を開始した旨が記載された関係地 方公共団体の公報や広報紙のコピー	規定様式なし	環境アセスメントが必要な電源	方法書そのものでは手続を開始した証拠 書類とは見なしません

^{※1} 電源等情報登録時に証憑の準備が整わない場合、準備が整い次第提出してください

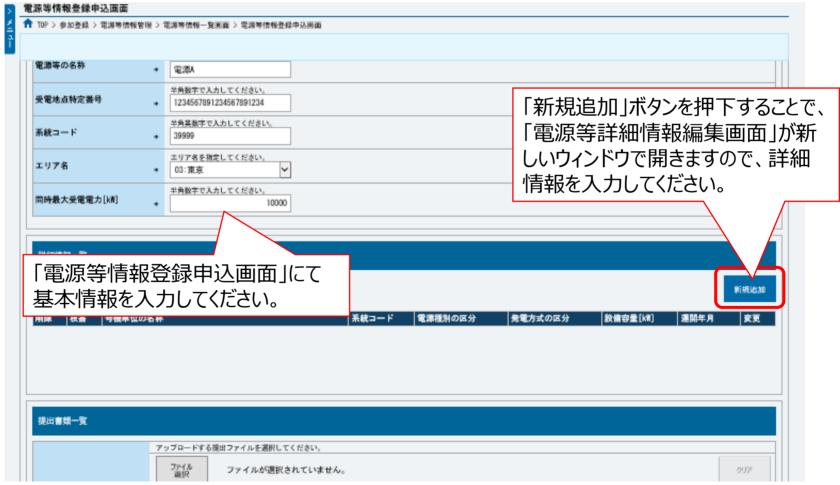
^{※2} 電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とします。ただし、2024年1月15日までに「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。なお、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までは、通常3ヶ月程度を要します。

2.2 電源等情報の登録® 提出書類一覧(変動電源2/2)

#	提出資料	規定様式の有無	提出対象	備考
12	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類 (様式自由)	規定様式なし	電源の建設においてプロジェクトファイナンスを	_
13	金融機関の関心表明書又はコミットメントレター (様式自由)	規定様式なし	利用する電源 (事業計画書に該当有無記載)	_
14	以下の内容を記載した事業者名義の誓約書(様式自由) 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な 社内手続を経ていること 外部(親会社等)からの資金調達を一部又は全部 の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との 検討状況、今後必要となる手続	規定様式なし	電源の建設においてプロジェクトファイナンス以外 による調達を利用する電源 (事業計画書に該当有無記載)	_

2.2 電源等情報の登録⑨ 容量市場システム画面への情報登録方法

- 電源等情報登録様式、事業計画書、証憑書類のアップロードとは別に、容量市場システムの画面上にも必要情報を入力してください。
- 「電源等情報登録申込画面」の基本情報と詳細情報それぞれについて、次頁で説明する情報を入力してください。



2.2 電源等情報の登録⑩ 容量市場システム画面に登録する情報一覧(1/3)

■ 電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

容量市場システム上の入力項目(基本情報)

	台里中物ノハガム(金本情報)						
No.	項目	項目読替えの 必要性	入力情報の種類	留意点			
1	容量を提供する電源等の区分	なし	事業者の実態情報	「安定電源」または「変動電源(単独)」を選択			
2	実需給年度	あり	本機関の指定情報	一律で3023年度を入力			
3	事業者コード	なし	本機関の指定情報	入力不要 (ログインユーザの事業者コードが自動 設定されます)			
4	電源等の名称	なし	事業者の実態情報	参加登録対象の電源を一意に特定できるような 名称を入力			
5	受電地点特定番号	なし	事業者の実態情報	既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は一律で「999999999999999999999999999999999999			
6	系統コード	なし	事業者の実態情報	既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は電源の場合一律で「YYYYY (Yを計5個)」を入力			
6	エリア名	なし	事業者の実態情報	系統コードの上1桁(下記参照)をもとに選択 系統接続するエリアが複数存在する場合は、主と して系統接続するエリアを選択 参考:系統コードの上1桁 1.北海道 2.東北 3.東京 4.中部 5.北陸 6.関西 7.中国 8.四国 9.九州			
8	同時最大受電電力 [kW]	あり	事業者の実態情報	電源等情報登録様式の詳細情報「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」と同一の容量を入力			

2.2 電源等情報の登録⑪ 容量市場システム画面に登録する情報一覧(2/3)

■ 電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

容量市場システム上の入力項目(詳細情報 安定電源)

	古里市物グバガムのバガスは、日本間は、文化电影が					
No.	項目	項目読替えの 必要性	入力情報の種類	留意点		
1	号機単位の名称	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式と同じ情報を入力		
2	号機単位の所有者	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式と同じ情報を入力		
3	系統コード	なし	事業者の実態情報	既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は電源の場合一律で「YYYYY(Yを計5個)」を入力		
4	電源種別の区分	あり	本機関の指定情報	一律で「99:その他」を選択		
(5)	発電方式の区分	あり	本機関の指定情報	一律で「999:その他」を選択		
6	設備容量[kW]	あり	事業者の実態情報	電源等情報登録様式の詳細情報「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」と同一の容量を入力		
7	運転開始年月	あり	事業者の実態情報	電源等情報登録様式の供給力提供開始時期と同じ情報を入力		
8	調整機能の有無	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式と同じ情報を入力		
9	発電用の自家用電気工作物 (余剰)の該当有無	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式と同じ情報を入力		
10	FIT認定ID	あり	本機関の指定情報	入力不要		
11	特定契約の終了年月	なし	本機関の指定情報	入力不要		
12	相対契約上の計画変更締切時 間	なし	本機関の指定情報	入力不要		
13	発電BGコード	なし	本機関の指定情報	入力不要		
14)	需要BGコード・計画提出者コード	なし	本機関の指定情報	入力不要		
15	電源の起動時間	なし	本機関の指定情報	入力不要		

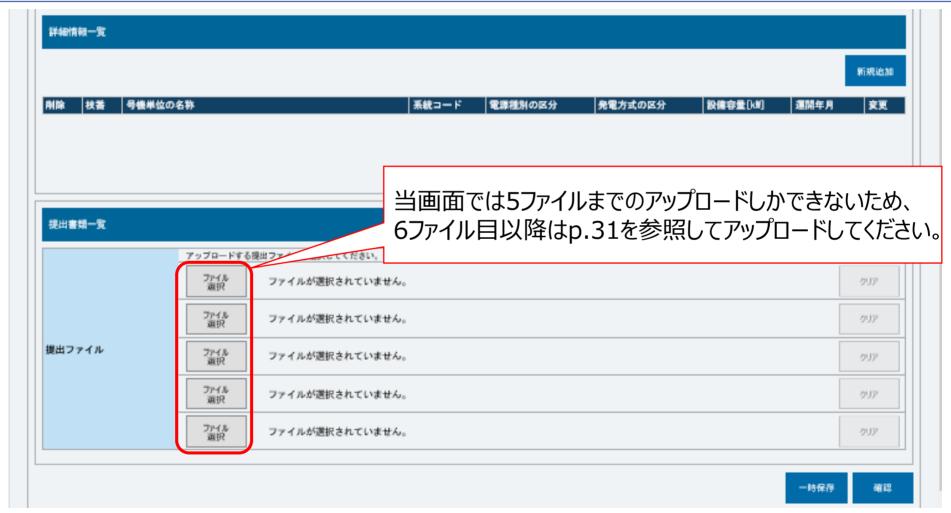
2.2 電源等情報の登録⑫ 容量市場システム画面に登録する情報一覧(3/3)

■ 電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

容量市場システム上の入力項目(詳細情報 変動電源)

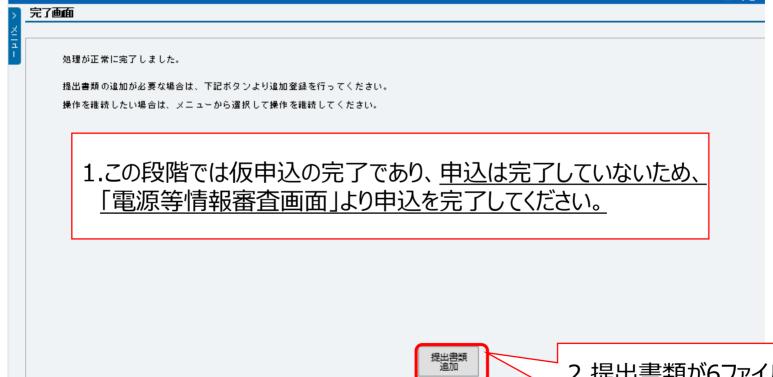
No.	項目	項目読替えの 必要性	入力情報の種類	留意点
1	号機単位の名称	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式と同じ情報を入力
2	号機単位の所有者	なし	事業者の実態情報	電源等情報登録様式と同じ情報を入力
3	系統コード	なし	事業者の実態情報	既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は電源の場合一律で「YYYYY(Yを計5個)」を入力
4	電源種別の区分	あり	本機関の指定情報	一律で「99:その他」を選択
(5)	発電方式の区分	あり	本機関の指定情報	一律で「999:その他」を選択
6	設備容量[kW]	あり	事業者の実態情報	電源等情報登録様式の詳細情報「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」と同一の容量を入力
7	運転開始年月	あり	事業者の実態情報	電源等情報登録様式の供給力提供開始時期 と同じ情報を入力
8	FIT認定ID	あり	事業者の実態情報	入力不要
9	特定契約の終了年月	なし	事業者の実態情報	入力不要
10	発電BGコード	なし	事業者の実態情報	入力不要

- 電源等情報登録様式等の様式は、「電源等情報登録申込画面」の「提出書類一覧」にて対象となるファイルを 選択する形でアップロードしてください。
- 6ファイル以上のアップロードが必要となる場合は、p.31を参照してください。



2.2 電源等情報の登録倒ファイルの追加アップロード方法

- 本機関が指定する様式のアップロード、および容量市場システムの画面上への情報登録を完了させると、電源等情報の仮登録が完了となります。
- この段階では仮申込の完了であり、申込は完了していないため、「電源等情報審査画面」より申込を完了してくだ さい。
- 様式を6ファイル以上アップロードする場合は、仮申込完了後の画面にて「提出書類追加」ボタンからアップロードしてください。



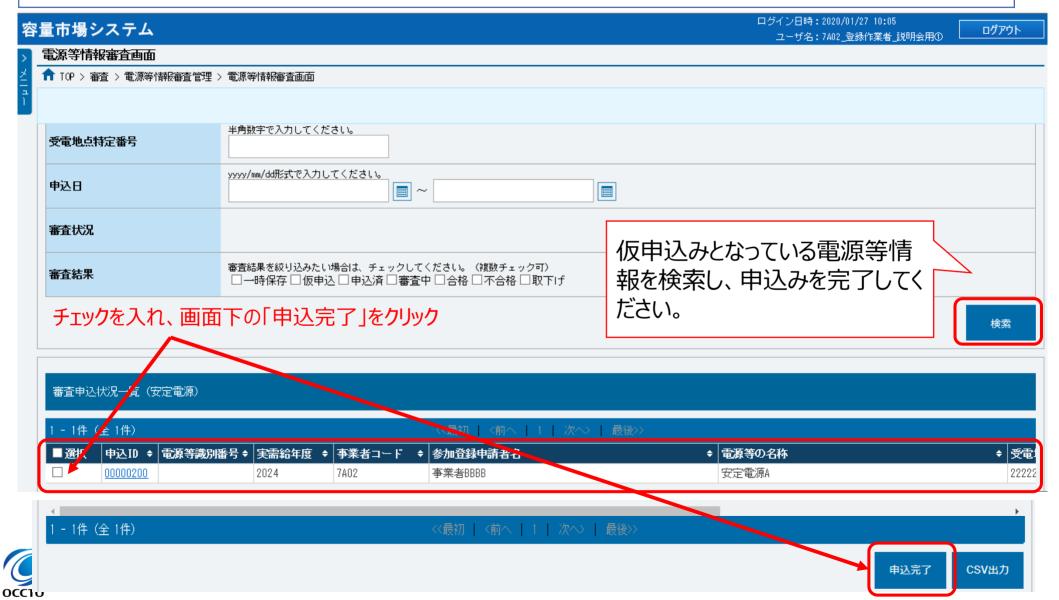
電力広域的運営推進機関 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

Copyright OCCTO. All Rights Reserved.

2.提出書類が6ファイル以上ある 場合は「提出書類追加」ボタ ンからアップロードしてください。

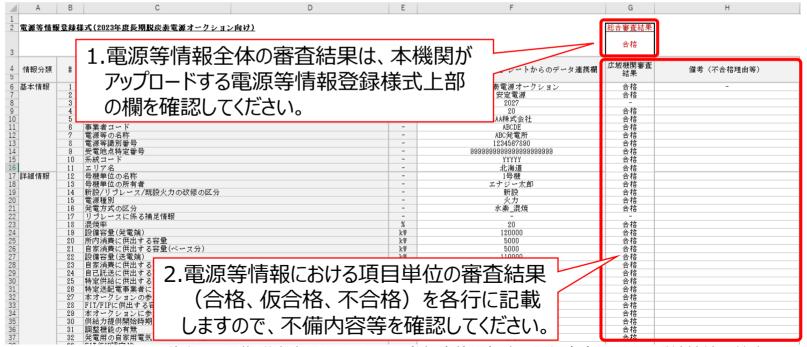
対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」

■「電源等情報審査画面」にて仮申込のステータスとなっている電源等情報を検索の上、申込みを完了させてください。



対象業務「3.1.2 電源等情報の登録通知書の受領」「3.1.3 電源等情報の登録の審査結果の確認(不合格)」

- 電源等情報の審査結果は、合格、条件付き合格、不合格の3種類に分かれます。
 - ▶ 合格:必要な情報が正しく登録・提出されており、本オークションの参加要件を満たし、かつ証憑類の漏れや不備がない。
 - ▶ 条件付き合格:必要な情報が正しく登録・提出されており、本オークションの参加要件を満たすが、一部証憑類が合理的な 理由により未提出である(追って証憑提出が必要となります)。
 - 不合格:必要な情報が正しく登録されていない、または登録された情報が本オークションの参加要件を満たさない、あるいは必要な証憑類が未提出である(電源等情報を修正して再登録が必要となります)。
- 電源等情報の審査結果は、本機関が審査結果を付記して容量市場システムにアップロードする「電源等情報登 録様式」にて確認してください。
- 電源等情報全体の審査結果と別に項目単位の審査結果も記入しますので、不備の内容等を確認してください。

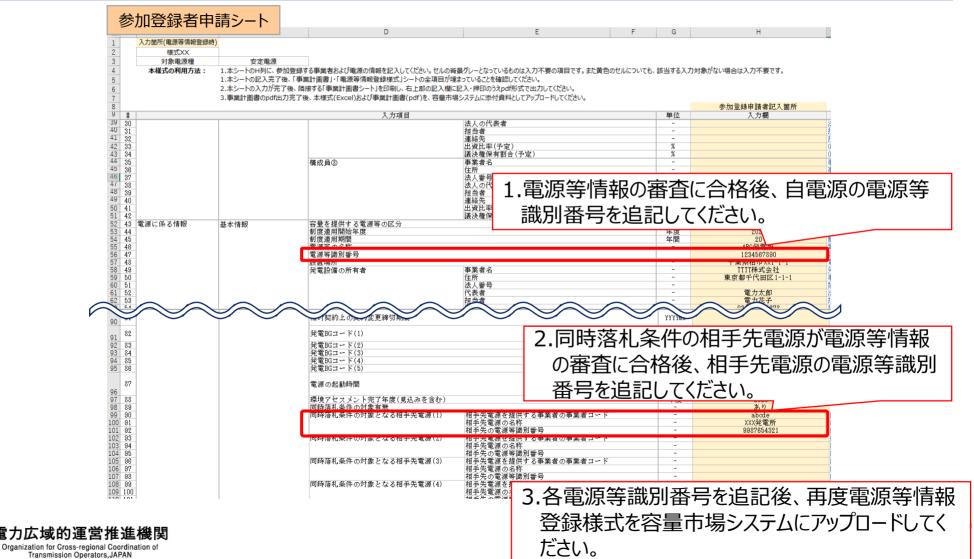




※後段での長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の発行審査にあたり、系統接続回答書の 提出および制度適用期間の変更申し出は、2024年1月15日(月)までに実施してください。

2.2 電源等情報の登録切 同時落札条件付き電源の追加対応

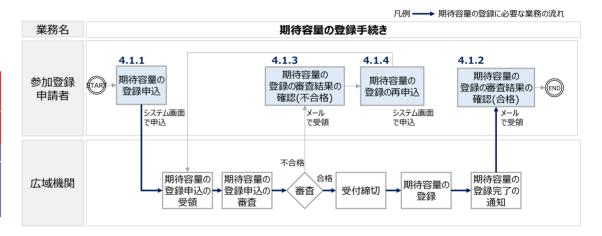
同時落札条件付き電源の場合、電源等情報の審査合格後に採番された自電源および同時落札条件の相手 先電源の電源等識別番号を「電源等情報登録様式」の所定の箇所に追記し、再度容量市場システムにアップ ロードしてください。(約定処理に必要となるためです)



2.3 期待容量の登録① 期待容量登録業務の流れ

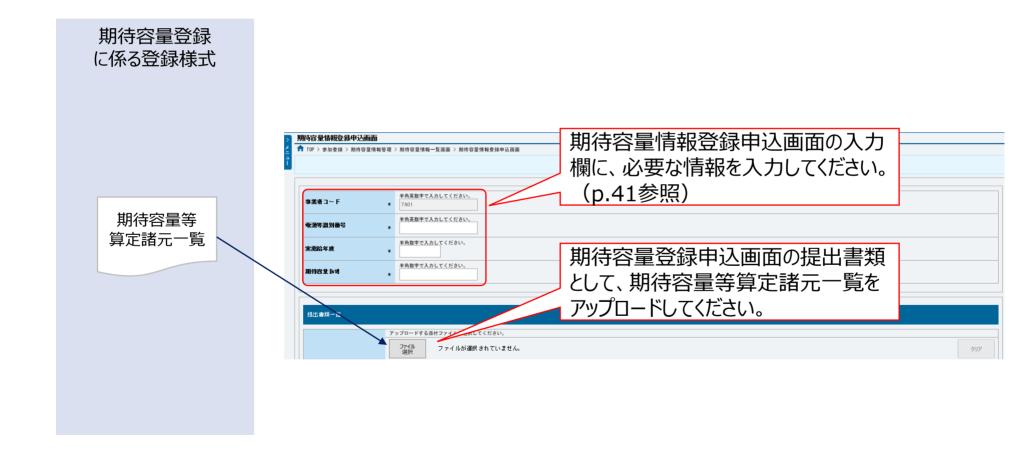
■ 本節では、期待容量の登録業務について容量市場システム画面と合わせて説明します。(期待容量の変更業務は、登録業務と手順が重複すること等に鑑みて本資料での説明対象からは割愛します)

第1章 はじめに 本業務マニュアルの構成 1.1 1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等 1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き 第2章 事業者情報 2.1 事業者情報の登録手続き 事業者情報の変更手続き 2.2 2.3 事業者情報の取消手続き 第3章 電源等情報 電源等情報の登録手続き 3.1 本資料2.3の 3.2 電源等情報の変更手続き 説明対象 3.3 電源等情報の取消手続き 第4章 期待容量 期待容量の登録手続き 4.1 4.2 期待容量の変更手続き 第5章 応札. 本資料では説明割愛 長期脱炭素電源オークシ 5.1 (業務マニュアルを参照く 5.2 応札容量の算定 ださい) 5.3 電源毎の応札 5.4 応札容量算定に用いた期待容量算定諸元一覧の提出 5.5 応札価格の修正または応札の取下げ 5.6 監視の完了連絡の受領 5.7 落札結果の受領 第6章 容量確保契約 容量確保契約書の締結 6.1 6.2 容量確保契約の変更 容量確保契約の解約または解除 6.3



2.3 期待容量の登録② 期待容量の登録方法に係る留意点

- 本オークションの期待容量の登録では、本機関が指定する期待容量情報に係る期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムにアップロードする形で情報を登録してください。
- 上記に加えて、容量市場システム上にも必要な情報を別途入力してください(容量市場システム上の処理を進めるための対応となります)。



2.3 期待容量の登録③ 発電方式に応じた期待容量等算定諸元一覧のファイル指定。

対象業務「4.1.1 期待容量の登録 手続き」

期待容量等算定諸元一覧には発電方式に応じた3種類のファイルがありますので、適切なファイルを使用して期待容量を算定してください。

【期待容量等算定諸元一覧の公表 ※2023年度向け本オークション版】

応札年度2023年度向け 参加登録時の提出資料 (当機関指定様式) | 容量市場・発電設備等の情報掲示板電力広域的運営推進機関ホームページ (occto.or.jp)

【安定電源】

- 発電方式が蓄電池・揚水以外の場合「期待容量等算定諸元一覧(応札年度:2023年度)安定電源(蓄電池・揚水以外)」を使用します。
- 発電方式が**蓄電池・揚水**の場合

「期待容量等算定諸元一覧(応札年度:2023年度)安定電源(蓄電池・揚水)」を使用します。

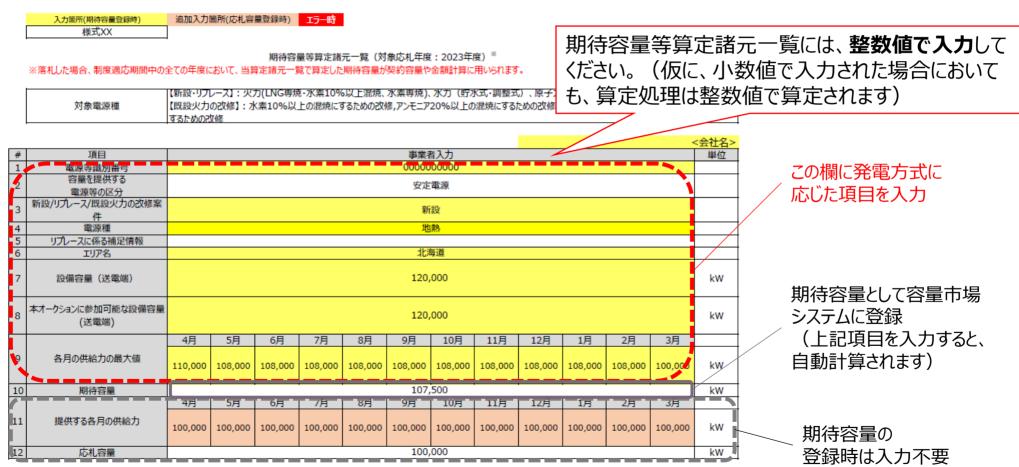
【変動電源】

■ 発電方式が変動電源の場合

「期待容量等算定諸元一覧(応札年度:2023年度)変動電源」を使用します。

2.3 期待容量の登録④ 期待容量の算定手順

- 期待容量等算定諸元一覧を本機関ホームページからダウンロードし、「各月の供給力の最大値」等の入力項目を 入力すると、期待容量が算出されます。
- 上記の期待容量を容量市場システムに登録してください。



※上記はイメージとして安定電源(揚水・蓄電池以外)を掲載。



電力広域的運営推進機関

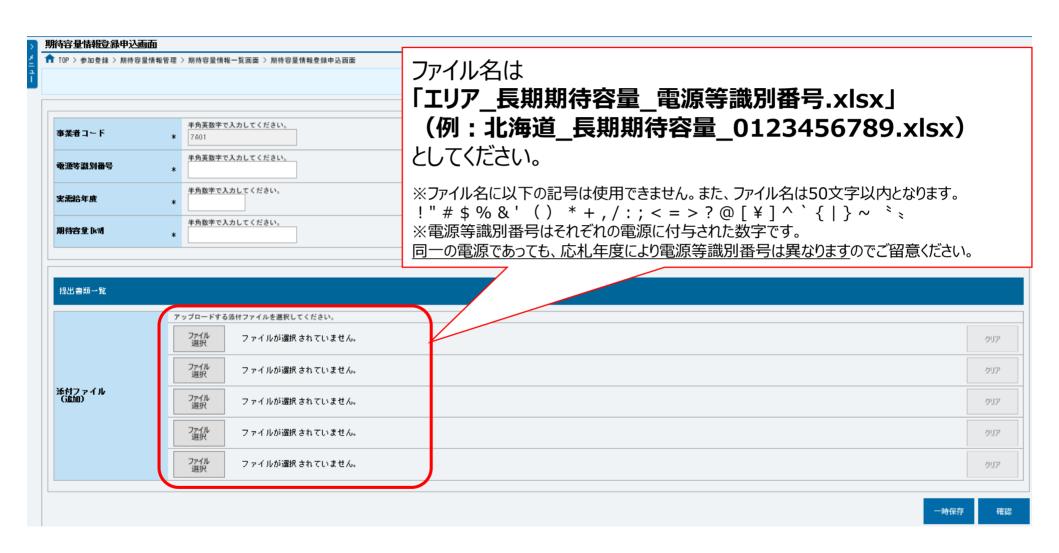
■ 期待容量等算定諸元一覧への入力方法等については、併せて公表している「(参考資料)期待容量等算定諸 元一覧作成についての補足説明(応札年度:2023年度)」を参照してください。

応札年度2023年度向け 参加登録時の提出資料(当機関指定様式) | 容量市場・発電設備等の情報掲示板 | 電力広域的運営推進機関ホームページ (occto.or.jp)



2.3 期待容量の登録⑥ 期待容量等算定諸元一覧のアップロード

■ 期待容量算定に使用した期待容量等算定諸元一覧は、容量市場システムにアップロードしてください。

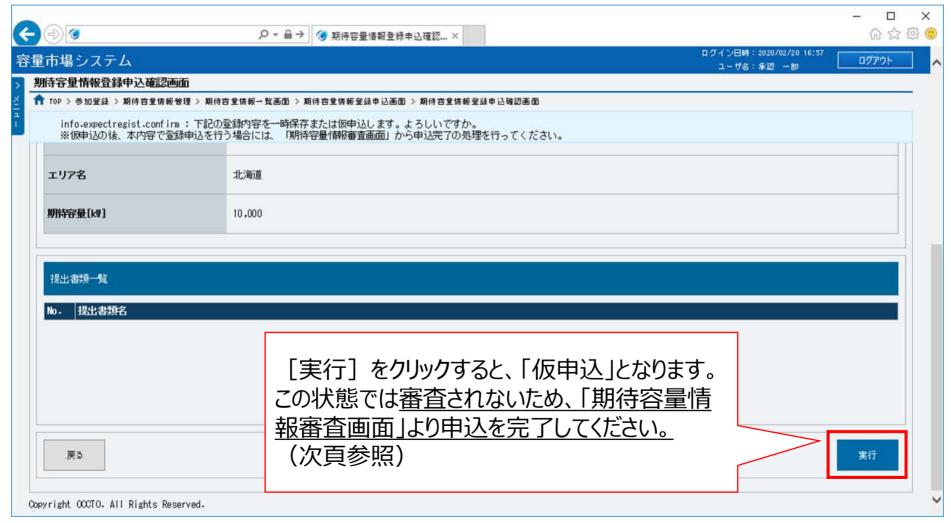


2.3 期待容量の登録⑦ 期待容量における代替情報の登録方法

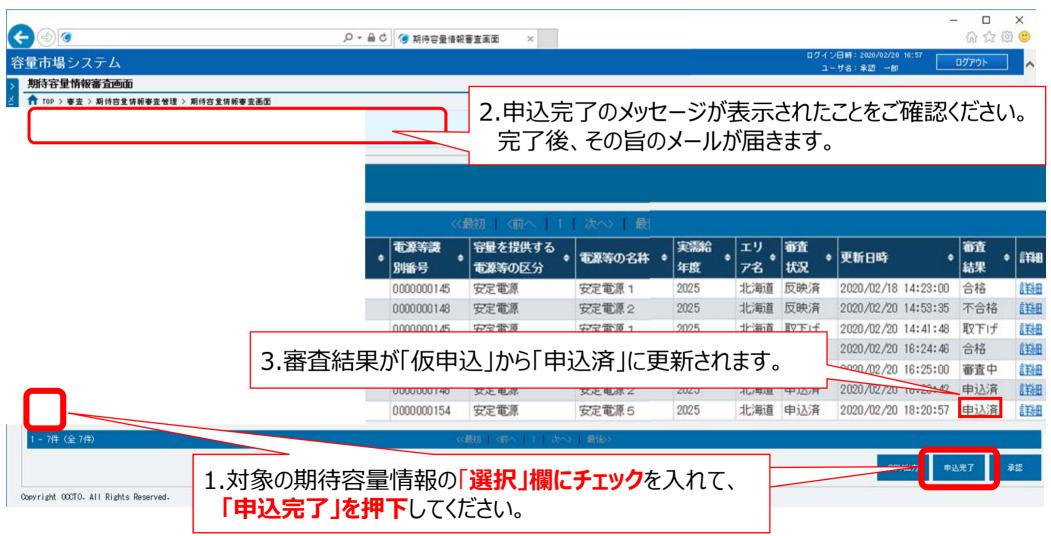
■ 期待容量情報登録申込画面に、以下の必要項目を登録してください。



- 期待容量の登録申込の際、「実行」ボタンを押下すると、「仮申込」のステータスとなります。
- このステータスでは審査されませんので、必ず「申込完了」の手続きを実施してください。



■「仮申込」のステータスの情報は、期待容量審査画面にて「申込完了」の手続きが必要です。





2.3 期待容量の登録⑩ 期待容量登録の審査後の手続きに係る留意点

対象業務「4.1.2 期待容量の登録の審査結果の確認(合格) 対象業務「4.1.3 期待容量の登録の審査結果の確認(不合格)

- 期待容量の登録申込期日までに申込があった電源が審査対象となります。期日までに申込されていない場合は 応札ができませんのでご注意ください。
- 審査においては、提出書類および入力情報に不備がないか確認します。
- 不備が判明した場合(不合格の場合)は、その都度通知します。
- 不合格となった場合、申込期日以降も再申込を受付けます。※連絡が取れない等、本機関が不備解消の見込みがないと判断した場合を除く。
- 合格の場合は、期待容量の登録受付期間終了後に通知します。
- 一度合格となった期待容量については、約定結果が公表されるまで変更はできません。 (合理的な理由があると本機関が認めた場合を除く。)

参加登録•審査期間	概要	
2023年10月16日(月)~ 2023年10月20日(金)	事業者情報の登録受付期間	
2023年10月16日(月)~ 2023年10月26日(木)	事業者情報の審査期間	各段階で、
2023年10月24日(火)~ 2023年11月 8日(水)	電源等情報の登録受付期間	設定された期日
2023年10月24日(火)~2023年11月30日(木)	電源等情報の審査期間	を守るようにして
2023年12月 1日(金)~ 2023年12月12日(火)	期待容量の登録受付期間	ください。
2023年12月 1日(金)~2023年12月27日(水)	期待容量の審査期間	



目次

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

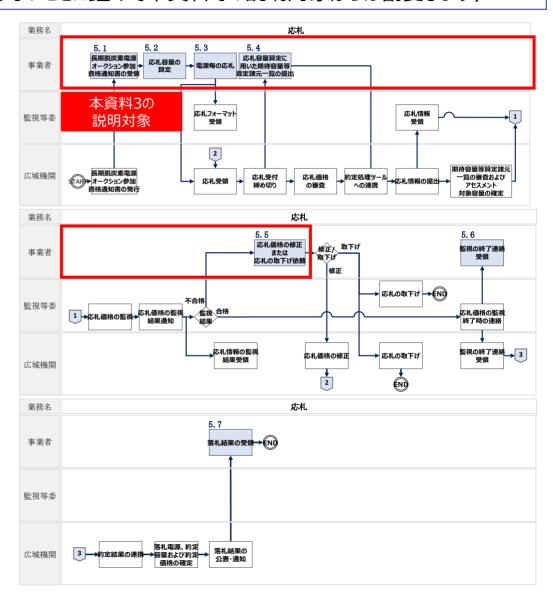
- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



3.1 応札の手続 応札業務の流れ

■ 本節では、応札情報の登録業務について容量市場システム画面と合わせて説明します。(監視完了連絡、落札 結果の受領は事業者側で対応する業務が存在しないことに鑑みて本資料での説明対象からは割愛します)

未 型	なり ファ	ニュアル
第1章	ミリカ 、 —	ニエノ 7 <i>0</i> (はじめに
까그구	1.1	本業務マニュアルの構成
	1.2	長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
	1.3	容量市場システムの利用に向けた事前手続き
第2章	1.5	事業者情報
713 2 +	2.1	事業者情報の登録手続き
	2.2	事業者情報の変更手続き
	2.3	事業者情報の取消手続き
第3章		電源等情報
., - ,	3.1	電源等情報の登録手続き
	3.2	電源等情報の変更手続き
	3.3	電源等情報の取消手続き
第4章		期待容量
	4.1	期待容量の登録手続き
	4.2	期待容量の変更手続き 本資料3の
第5章		応札 説明対象 説明対象
	5.1	長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の受領
	5.2	応札容量の算定
	5.3	電源毎の応札
	5.4	応札容量算定に用いた期待容量算定諸元一覧の提出
	5.5	応札価格の修正または応札の取下げ
	5.6	監視の完了連絡の受領
	5.7	落札結果の受領
第6章	. .	容量確保契約 本資料では説明割愛
	6.1	容量確保契約書の締結(業務マニュアルを参照く
	6.2	容量確保契約の変更ださい)
	6.3	容量確保契約の解約または赤い





電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

3.2 応札の手順① 応札に係るスケジュール

- 応札に係るスケジュールは以下の通りです。
- 長期脱炭素電源オークション参加資格通知書は応札受付開始期間の前営業日(2024年1月22日)までに 通知いたします。
- 応札情報(価格・容量)は応札の受付期間(2024年1月23日~1月30日)に登録してください。
- 応札に用いた期待容量等算定諸元一覧は応札容量を記入し、応札期間終了後(2024年1月31日~2月7日)に登録してください。 ※期待容量登録時と同一の内容でも、上記期間に再度登録してください。

期間	概要
2024年 1月22日 (月)	長期脱炭素電源オークション参加資格通知書 通知期限
2024年 1月23日(火)	応札 受付開始
2024年 1月30日(火)	応札 受付終了
2024年 1月31日 (水)	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出 受付開始
2024年 2月 7日 (水)	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出 受付終了



3.2 応札の手順② 応札容量の算定手順

- 期待容量の算定に用いた期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムからダウンロードし、「提供する各月の供給力」を入力すると、応札容量が算出されます。
- 上記の応札容量を容量市場システムに登録してください。

入力箇所(期待容量登録時) 追加入力箇所(応札容量登録時) エラー時 様式XX

期待容量等算定諸元一覧(対象応札年度:2023年度)**

※落札した場合、制度適応期間中の全ての年度において、当算定諸元一覧で算定した期待容量が契約容量や金額計算に用いられます。

	【新設・リフレース】:火力(LNG専焼・水素10%以上混焼、水素専焼)、水力(貯水式・調整式)、原子力、地熱、バイオマス(専焼)
対象電源種	【既設火力の改修】: 水素10%以上の混焼にするための改修,アンモニア20%以上の混焼にするための改修,既設火力の化石 kW 部分の全てをバイオマス化
	するための対像

													4	<会社名>	4
#	項目						事業	5入力						単位	1
1	電源等識別番号						00000	00000							1
4	容量を提供する						安定	電源						1	
	電源等の区分						×.E	H II.							lin .
3	新設/リプレース/既設火力の改修案		新設										1		
	件														ļ
4	電源種						地	熱							
5	リプレースに係る補足情報														l II
6	エリア名						北	与道							li .
Н														_	
7	設備容量(送電端)						120,	.000						kW	
															ļ
	本オークションに参加可能な設備容量						120	000						Laur	ш
8	(送電端)						120,	000						kW	Ш
ш		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		ł⊪
li I		7/3	2/5	0/3	//3	ᅃ	3/7	10/5	11/7	12/7	1/7	2/J	3/1		∤
9	各月の供給力の最大値	110,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	100,000	kW	ļ.
		110,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	KVV	y
10	■ 期待容量						107,	500						_kw	t
10		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	-	┪
11	提供する各月の供給力	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	kW	
		200,000	255,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	255,000	200,000	200,000	200,000	200,000		
12	応札容量						100,	000						kW	t
	70101111														+

期待容量の 登録時に入力済 (変更不可)

この欄に入力

(1kW単位の整数値)

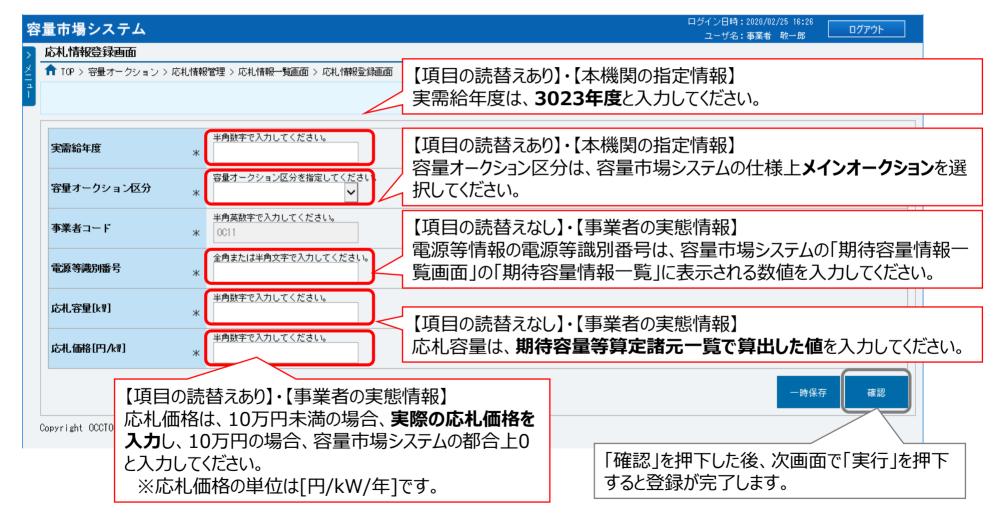
※各月の供給力の最大値を上限 に、任意の値を入力してください。 なお、この値がアセスメント対象容 量になります。

※上記様式は例として安定電源(揚水・蓄電池以外)を掲載。

応札容量として容量市場システムに登録 (提供する各月の供給カへの入力で、自動計算されます)

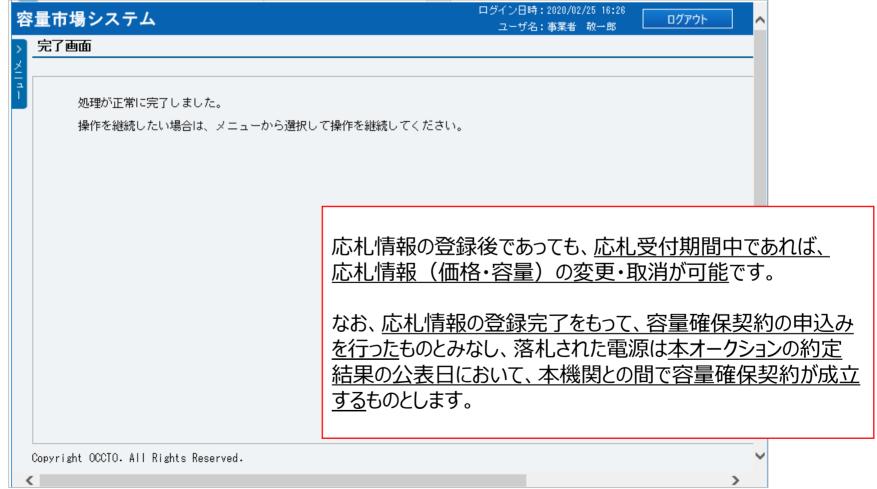


応札情報登録画面に、必要項目を登録してください。



3.2 応札の手順④ 応札情報の登録完了の確認

- 下記画面が表示されたら応札情報の登録完了となります。
- 応札情報の登録期間終了後には、期待容量等算定諸元一覧を登録する必要がありますので、本資料p.51~p.54を参照してください。



3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録① 期待容量等算定諸元一覧提出時のファイル命名規則

対象業務「5.4 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出」

- 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧は、容量市場システムの「期待容量情報管理」にて登録します。 (応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧受付期間:2024年1月31日~2月7日)
- 本業務マニュアルをご確認の上、確実にファイルを登録してください。
- 期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧を削除しないでください。
- 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出時に、期待容量を変更することは認められません。
- 期待容量登録時に、応札容量が記載された期待容量等算定諸元一覧を提出している場合も、再度提出して ください。
- 期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧のファイルと区別できるよう、応札容量の算定に用いた 期待容量等算定諸元一覧のファイル名は、必ず、「エリア 長期応札容量 電源等識別番号.xlsx」としてください。

例)東京_長期応札容量_0123456789.xlsx

エリア

電源等識別番号

- ✓ 数字で記載するのは電源等識別番号のみです。
- ✓ 「長期応札容量」の箇所に「○○○○kW」等の記載をしないでください。



3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録② 期待容量等算定諸元一覧の申込完了手順

対象業務「5.4 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出」

■ 期待容量登録時と同様に、「仮申込」から「申込完了」への処理を忘れないようにしてください。



3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録③ 期待容量等算定諸元一覧の登録に係る注意事項(1/2)

対象業務「5.4 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出」

■ 以下に期待容量等算定諸元一覧の登録において、間違いやすい事例と注意事項を示しますので、登録の際は ご注意ください。

期待容量等算定諸元一覧登録におけるよくある間違い

- ① 以前登録していた期待容量等算定諸元一覧を削除してしまう。
 - →期待容量等算定諸元一覧は、以前に登録していただいたものも、応札業務の中で参考にすることが ございます。そのため、間違って登録してしまった場合を除いて、一度登録した期待容量等算定諸元一 覧は削除しないでください。
- ② 最新の期待容量等算定諸元一覧で、期待容量登録時に提出したものを更新してしまう。 →期待容量登録で登録いただいた期待容量等算定諸元一覧を更新してしまうと、正しく期待容量と 応札容量の審査ができないため、応札容量の登録においては、更新ではなく新しいファイルとして登録 してください。
- ③ 期待容量登録時から、期待容量を変更して登録してしまう。 →期待容量は、定められた期日を過ぎると変更できません。変更いただいても応札できないだけでなく、 審査や再提出で時間がかかるためお気を付けください。
- ④ 期待容量登録時に入力したセルの値を変更してしまう。→期待容量登録時に入力するセルと、応札にて入力するセルは異なります。業務マニュアルを参考に、入力項目を間違えないようにご注意ください。



3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録③ 期待容量等算定諸元一覧の登録に係る注意事項(2/2)

対象業務「5.4 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出」

- 以下に期待容量等算定諸元一覧の登録において、間違いやすい事例と注意事項を示しますので、登録の際は ご注意ください。
- **⑤** ファイル名を指定のもの以外で提出してしまう。

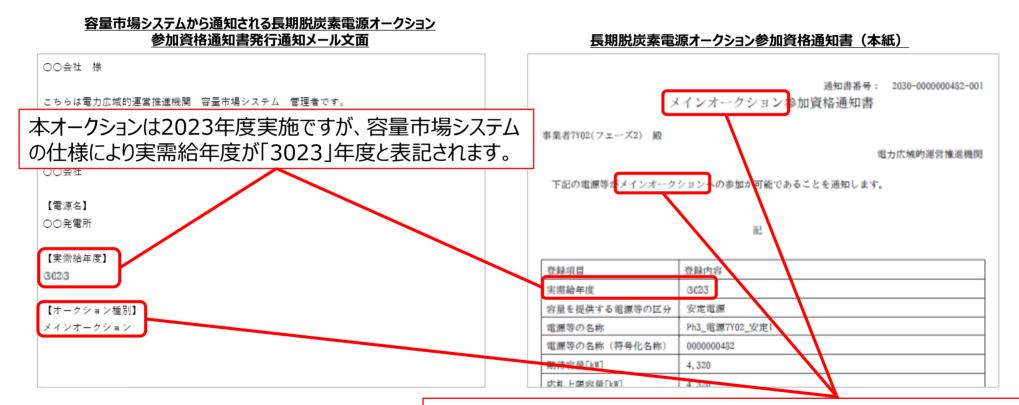
→ファイル名はかならず『エリア名_長期応札容量 電源等識別番号.xlsx』の形式としてください。 以下のようなものは認められません。

- 『東京火力1号』等のように、発電事業者、容量提供事業者において使用している電源等の 固有名称では登録できません。
- 『03_長期応札容量_0123456789.xlsx』等のように、エリア名は数字ではなく、必ず日本語で入力してください。ファイル名において数字が認められているのは電源等識別番号だけです。
- 『東京_10,000kW_0123456789.xlsx』といったように、ファイル名に応札容量を記載しないでください。ファイル名の「長期応札容量」は文字のまま記載してください。

3.4 応札における留意点① 長期脱炭素電源オークション参加資格通知書受領の留意点

対象業務「5.1 長期脱炭素電源オー クション参加資格通知書の受領」

- 本オークションは2023年度実施ですが、容量市場システムの仕様により実需給年度に「3023」年度と表記されます。
- 同じく、長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の発行通知メールおよび通知書(本紙)のオークション種別が「メインオークション」と表記されますが「長期脱炭素電源オークション」に読み替えてください。



容量市場システムの仕様上、オークション種別が「メインオークション」と記載されますが「長期脱炭素電源オークション」に読み替えてください。

「長期脱炭素電源オークションの監視について(応札年度:2023年度)」 (2023年9月21日公表 電力・ガス取引監視等委員会作成)より引用

応札価格の監視について

- 応札価格については、電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」といいます。)において、応札後に監視を行います。
- 応札を予定している事業者は、当委員会が配布(当委員会HPから、Excel様式を ダウンロード)する応札フォーマットに、必要事項を記入して提出準備を行ってください。
- なお、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、<u>監視対象</u>は、落札候補となる応札案件全件※の応札価格となります。
- 応札の受付期間終了後、**当委員会より連絡を受けた落札候補電源の対象となった** 事業者は、記入した応札フォーマットを、速やかに当委員会に提出してください。
- ※ 応札価格が最も低い案件から募集量を満たす案件までに加え、監視後の応札の取り下げに備え、必要に応じて監視対象の案件 を若干追加することがあります。

「長期脱炭素電源オークションの監視について(応札年度:2023年度)」 (2023年9月21日公表 電力・ガス取引監視等委員会作成)より引用

応札価格の監視結果について

- 当委員会による応札価格の監視の結果、個別の費用項目について応札価格に含める ことが認められない金額が生じた場合には、事業者及び広域機関に対して、その旨を 通知(不合格通知)します。
- 上記の不合格通知を受けた事業者は、通知内容を反映した応札価格を再度算定し、 当委員会の確認を経た上で、その金額を応札価格とし、当委員会から通知があった日 から14日以内に、広域機関に応札価格の修正を申し出てください。
- ただし、一部の費用について応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収 が困難と判断した場合は、当委員会から通知があった日から14日以内に、当委員会 と広域機関に応札の取下げを申し出ることで、応札の取下げが可能※です。
- 落札候補電源の全ての監視が終了した場合、事業者及び広域機関に対し、その監視終了について通知します。

※応札の取下げによって追加的に監視が必要となった場合には、新たに落札候補となった案件について監視を行います。

3.4 応札における留意点④ 応札価格の修正および応札の取下げに係るスケジュール

対象業務「5.5 応札価格の修正 および応札の取下げ」

- 応札価格の修正を行う場合、事業者は応札価格の再度算定、電力・ガス取引監視等委員会(以下、監視等 委)への確認依頼、本機関への応札価格修正依頼および容量市場システム上での応札価格の修正登録完了 までを、監視等委の監視終了通知受領日から14日以内に完了してください。
- 応札価格の見直しにより投資回収が困難と判断し、応札の取下げを行う場合、本機関および監視等委への応札 取下げ依頼、および容量市場システム上での応札取下げ登録までを監視等委の監視終了通知受領日から14 日以内に完了してください。

【応札価格の修正および応札の取下げに係るスケジュール】



応札価格の監視結果を踏まえて応札価格を修正した場合、約定処理には修正前の応札情報登録時の応札 価格を利用し、落札後の契約単価算定には修正後の応札価格を利用します。

監視等委の監視結果を踏まえた応札価格の修正有無 修正あり 修正なし (監視等委から応札に含めるこ (監視等委からの指摘なし) とができない金額の指摘あり) 応 落札/非落札 修正前の応札価格※3 札 電源の判定 価格 (約定処理) 応札情報登録時の応札価格 0 利用 契約単価の算定※2 修正後の応札価格※4 先

- ※1:同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、約定処理を行います。
- ※2:応札価格は落札後の契約単価算定に用いる約定単価として利用します。 ※3:応札受付期間終了時に容量市場システムに登録した応札価格になります。
- ※4:応札価格修正および応札取下げ可能期間に容量市場システムに再登録した応札価格になります。

目次

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



6.1.3

容量確保契約書

の記名・押印・

仮送

の記名・押印・

送付

容量確保契約書 容量確保

契約書

の登録

容量確保契約書の締結手続き

容量確保契約書

の修正(必要時)

および修正内容の

確認依頼

修正

審查

修正無

6.1.2

容量確保契約書

に係る承認通知

の受領

容量確保

契約書

の承認

凡例 容量確保契約書の締結に必要 な 業務 の流れ

容量確保契約書

の締結結果の

公表

4.1 容量確保契約書の締結に係る手続容量確保契約書締結の流れ

■本節では、容量確保契約書の締結業務について説明します。(容量確保契約の変更・取消業務は、登録業務と手順が重複すること等を鑑みて本資料での説明対象からは割愛します)

6.1.1

容量確保

契約書

の作成

容量確保契約書

の記載内容の

確認および連絡

容量確保

契約書

の確認依頼

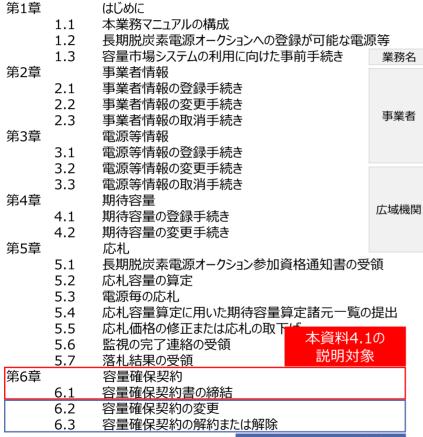
確認結果

の受領

6.1

TAR

本業務マニュアル



本資料では説明割愛 (業務マニュアルを参照く ださい)



4.2 容量確保契約書の記載内容の確認 対象業務 [6.1.1 容量確保契約書の記載内容の確認および連絡] 容量確保契約書の確認ポイント(1/2)

- 本オークションにて落札した電源を保有する事業者に対し、容量確保契約書の確認依頼をお送りします。具体的 には、本機関で作成した容量確保契約書(本紙)と、詳細情報として保有する落札電源毎の容量確保契約 書(別紙)を登録されたメールアドレスに送付しますので、本機関がメールにて指定する方法で本紙と別紙それぞ れの記載内容に問題がないか確認してください。
- 容量確保契約書の本紙と別紙の記載内容に問題がなければ、本機関からお送りした容量確保契約書の確認依 頼に対して「修正無し」と記載して返送してください。
- 容量確保契約書を確認した結果、修正が必要または不明点があれば、その修正内容または不明点について、 本機関からお送りした容量確保契約書の確認依頼に対して返送してください。

長期脱炭素電源オークションに係る容量確保契約書

下記の容量提供事業者(以下「甲」という。)と電力広域的運営推進機関(以下「乙」という。) は、長期脱炭素電源オークション募集要綱(応札年度2023年度)及び長期脱炭素電源オークショ ン容量確保契約約款(以下「約款」という。)に基づき、下記の通り容量確保契約(以下「本契 約」という。)を締結する。

なお、本契約に定めのない事項については、約款によるものとする。

容量提供事業者 あいうえおあいうえおあいうえおあいうえおあいうえ 事業者コード 容量確保契約容量 容量市場システムに登録されている別紙の通り 容量市場システムに登録されている別紙に記載の計算 容量確保契約金額 を用いて毎年算出 応札年度 2023年度 契約期間 約款に記載の通り 電源の内訳 容量市場システムに登録されている別紙の通り

- 1.容量確保契約書(本紙)は事業者ごと に作成されるため、事業者名の誤りがない か確認してください。
- 2.詳細は容量確保契約書(別紙)に 記載されております。

<容量確保契約書(別紙)イメージ>

長期脱炭素電源オークションに係る容量確保契約書(別紙)

勺情報	2
契約種別区分	容量
対象AX区分	長即人采電源才
対象AX年度	2023年度
契約番号	777777777
制度適用開始年度	2030年度
制度適用終了年度	2051年度
制度適用年数	21年
供給力提供開始時期	2029年度
供給力提供開始期限	2029年度
事業者コード	A001
参加登録申請者名	XXXXXXXXX
確認ステータス	広域未確認
勺電源等情報	
電源等識別番号	888888888
電源等の名称	NNNNNNNN
符号化名称	999999999
容量を提供する電源等の区分	安定
発電方式	原子力
新設/リプレース/既設火力の改修の区分	新設
(地熱のリプレースのみ)設備様式	
エリア名	北海道

3.本機関からの支払金額に係る詳細はすべて 別紙に記載されています。

.容量確保契約書(別紙)は落札された電源毎に作成されます。 『業者が応札し、落札した全ての電源の別紙を確認してください。

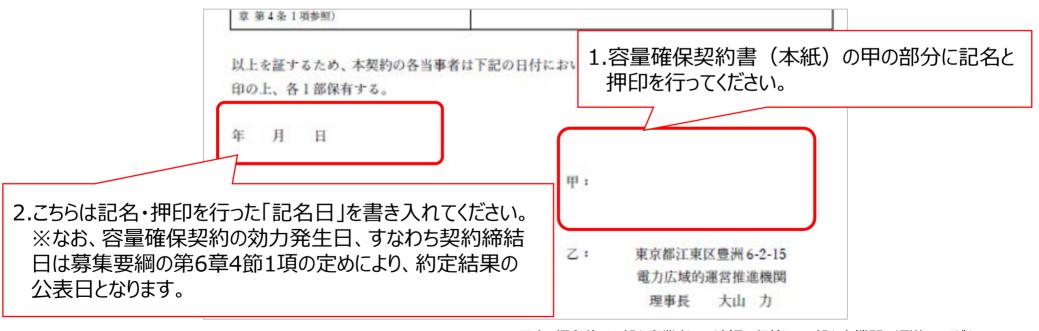
マース マース	但却外众短点等学士	2,000,000
容	保契約金額の算定式 量確保契約金額[円/年] ①×②×物価補正値-(③+④)	-
約定情	·····································	
約	E総額[円/年]	100,000,000,000円/年
	①契約単価[円/kW/年] ^{*1}	100,000円/kW/年
	約定単価からの減額要素(①'+①'')	-
	①'応札価格に含めた見積もり額を下回った分 の系統接続費*2	-
	①"応札価格に含めた水素・アンモニアに係るサプライチェーン支援制度・拠点整備支援制度の支援予想金額を超えた分の支援金額を制度適用期間の年数と落札時の契約容量で除したもの*2	-
	②容量確保契約容量[kW]	1,000,000kW
物価額	Ε	
3!	勿価補正値[%] ^{*3}	-
控除客	(年度ごと)	
~	ルティ要素等に基づく控除額[円/年] ^{*4}	-
	③調整不調電源のペナルティ要素に基づく控除額[円/年]	-
	④その他ペナルティ要素に基づく控除額[円/年]	-

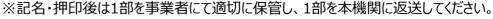
- *1:制度適用期間が遅延した場合、遅延した年度の契約単価はメインオークションの落札単価となる
- *2:契約締結後、値の決定時に入力され、減額または控除を行う。
- *3:応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価変動分を補正(実需給年度前年の消費者物価指数(コア CPI) を応札年度前年の消費者物価指数(コアCPI)で除した値を乗算)した単価。価変動分は制度適用契約 期間の年度ごとに毎年補正する。
- *4:契約締結後、課される各控除額について電力広域的運営推進機関から貴事業者への通知をもって容量確保契 約金額から減額するものとする



4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送 事業者側での容量確保契約書の取り扱い

- 事業者にて容量確保契約書内容の確認が取れた場合、本機関で容量確保契約書(本紙)を印刷し、記名・ 押印のうえ、登録された事業者住所に対して2部郵送します。
- 事業者は受領した容量確保契約書(本紙)に対して、記名・押印を行い、1部を事業者にて保管、1部を本機 関に返送してください。
- 返送する住所・宛名は以下を参考にしてください。
 - 住所:〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー7階
 - 宛名:電力広域的運営推進機関 需給計画部





目次

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録

- 2.1 事業者情報の登録
- 2.2 電源等情報の登録
- 2.3 期待容量の登録

第3章 応札

- 3.1 応札の手続
- 3.2 応札の手順
- 3.3 期待容量等算定諸元一覧の登録
- 3.4 応札における留意点

第4章 容量確保契約書の締結

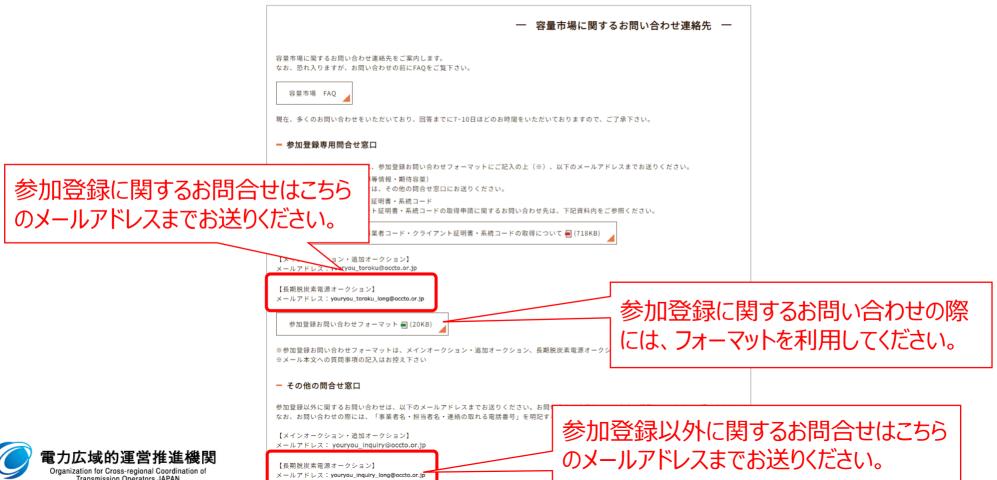
- 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
- 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
- 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送

第5章 補足情報

- 5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先
- 5.2 規定様式のない証憑
- 5.3 FAQ



- 本オークションに関するお問い合わせ連絡先は下記ページをご確認ください。 容量市場に関するお問い合わせ連絡先 | 電力広域的運営推進機関ホームページ (occto.or.ip)
- 参加登録以外に関するお問い合わせの留意点は以下を参考にしてください。
 - 問い合わせ内容はメール本文に記載
 - 「事業者名・担当者名・連絡の取れる電話番号 |をメール本文に明記





5.1 本オークションに関するお問い合わせ連絡先 <補足>登録申請における留意点

容量市場システムの過去のお問い合わせ等に関連して、以下の点についてもご留意ください。

項目	留意点
事業者コードの入力	間違った事業者コードによる事業者情報の登録申込については、審査で不合格となります。
口座番号の入力方法	 □ 口座番号が7桁よりも少ない場合は、先頭に「0」を入れて、7桁で入力してください。 ● 金融機関がゆうちょ銀行で口座番号が8桁の場合は、以下のゆうちょ銀行のサイトを参照の上、7桁で入力してください。 記号・番号から振込用の店名・預金種目・口座番号への変換の公式 – ゆうちょ銀行(japanpost.jp)
クライアント証明書誤入力	クライアント証明書の情報に誤りがあるとログイン時にエラーとなります。
受電地点特定番号	受電地点特定番号は22桁になります。提出書類で、「先頭の0が記載されていない」「一部が0に置き換わっている」等が無く、正しく記載されていることをご確認ください。
クライアント証明書の有効期限	クライアント証明書の有効期限切れが生じた場合は、容量オークションに応札できなくなりますので、有効期限が切れる前に容量市場システムにログインのうえ、事業者情報の変更から新しいクライアント証明書の内容を登録してください。
仮パスワードでのログイン (パス ワード変更)	事業者情報が登録されると、容量市場システムへのログイン情報(管理者ユーザのユーザIDと仮パスワード)がメールにて送付され、 <u>初回ログイン時にパスワードの変更が必要</u> になります。 仮パスワードの有効期限はログイン情報の通知日の翌々日まで(通知日を含めて3日間)となりますのでご注意ください。

5.2 規定様式のない証憑 規定様式のない証憑の一覧

■ 規定様式のない証憑については、以下の提出資料例もしくはサンプルを参考に準備し、提出してください。

#		規定様式のない証憑	提出資料例
1	電源等情報 (詳細情報)	自家消費、自己託送、特定供給、および特定送配事業 者に供出する設備容量の証憑書類	当該契約の契約書の写し
2	事業計画書	応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業 実施体制図	後述サンプル参照(p.69)
3		環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを 証する書類	方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したものもしくは関係地方公共団体の公報や広報紙の写し等
4		サプライチェーン支援制度および拠点整備支援制度の補助金の受領及びその額を証する書類	サプライチェーン支援制度および拠点整備支援制度の補助金交付および補助金額を通知する決定書の写し等
5		事業者名義の誓約書	後述サンプル参照(p.70)
6	資金調達計画	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する 書類	後述サンプル参照(p.71)
7		金融機関の関心表明書又はコミットメントレター	金融機関から発行された関心表明書又はコ ミットメントレターの写し
8	バイオマス発電 設備に係る 燃料調達計画	バイオマス発電設備に係る燃料の安定調達を確認できる 書類	バイオマス発電設備に係る燃料の売買契約 書の写し等



5.2 規定様式のない証憑 応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図のサンプル

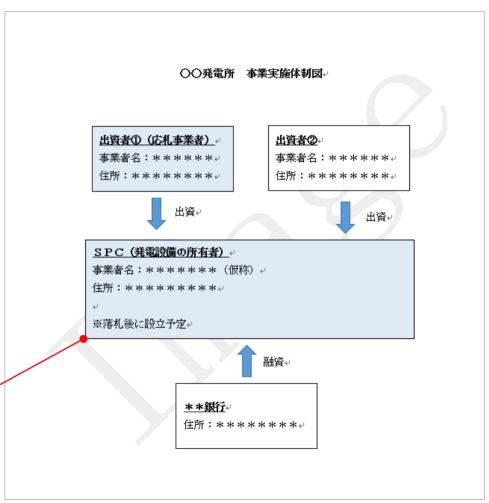
以下の項目を確認できる証憑を準備してください。

本証憑における確認項目

#	項目名	備考
1	発電設備所有者の事業者名	-
2	発電設備所有者の住所	-
3	応札事業者名	-
4	応札事業者の住所	-

応札事業者と発電設備の所有者の関係が わかるよう、図示(線や矢印で繋ぎ、関係 を記入する、枠線で囲む等)してください。

サンプル





5.2 規定様式のない証憑 事業者名義の誓約書のサンプル

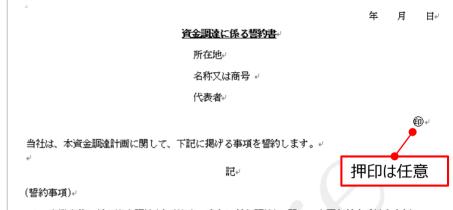
以下の項目を確認できる証憑を準備してください。

本証憑における確認項目

#	項目名	備考
1	誓約事項	 以下の2点を誓約事項として記載してください。 事業実施を自己資金で行うために必要な社内手続を経ていること 外部(親会社等)からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、記載事項の通り手続きを進めること
2	自己資本による調達予定額	-
3	出資者の名称および出資比率	-
4	資金調達方法	-
(5)	調達先との検討状況	-
6	今後必要となる手続	-

※事業計画書に押印を行うため、本誓約書への押印は任意とします。

サンプル



- 1. 事業実施に係る資金調達(自己資金、または外部調達)に関し、必要な社内手続きを経ています。 θ
- 2. 外部からの資金調達を一部の資金の前提とするため、下表の通り手続きを進める予定↓です。↓

	項目。	内容,	.1
	资金調達方法。	* * * * *	л
株式会社。 (親会社)。	調達先との検討状況。	*	л
(1) L (1)	今後必要となる手続。	****	л
	资金調達方法。	****	л
****銀行。	調達先との検討状況。	****	л
	今後必要となる手続。	****	л

以上。

5.2 規定様式のない証憑 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類のサンプル

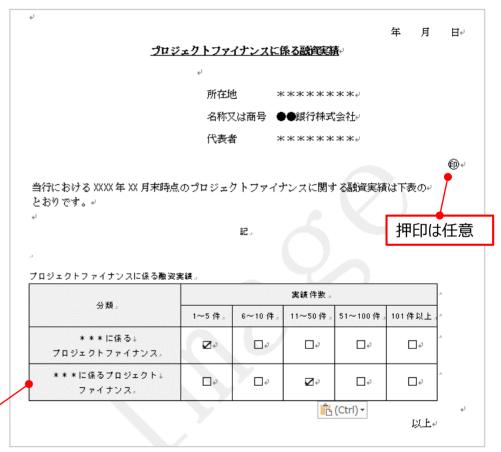
以下の項目を確認できる証憑を準備してください。

本証憑における確認項目

#	項目名	備考
1	プロジェクトファイナンスの融資 実績の件数	任意のカテゴリ毎に融資実績が分かる形で準備してください。サンプルのように、チェックボックス形式で概数を記載いただいても構いません。

融資実績がわかるよう、任意に分類して頂いて構いません。(個別件名は不要です)

サンプル





- ■【Q-1】電源等情報の登録で提出が求められる接続検討回答書について、合理的な理由により提出が間に合わない場合の対応はどうなるか。
- ■【A-1】「接続検討回答書」は原則として電源等情報登録期間内に提出いただきます。 ただし合理的な理由により電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年1月15 日まで提出期限を延長する場合があります。

その場合、接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑を電源等情報登録期間中にご提出いただきます。

2024年1月15日までに「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。

なお、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までは、通常3ヶ月程度を要します。

「接続検討回答書」を取得したことにより、電源等情報登録様式等に登録した情報を更新する必要がある場合は、2024年1月15日までに変更手続きを行ってください。

- ■【Q-2】参加登録時に登録した情報を、登録期間終了後、事後的に変更することは可能か。
- ■【A-2】事業者情報・電源等情報・期待容量とそれぞれの登録期間を設けておりますので原則、期間中の登録をお願いします。それぞれの登録期間終了後は、個別事象を確認の上、合理的な理由がある場合に限り、変更手続きをしていただきます。

なお、応札の受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更はできません。

- ■【Q-3】参加登録・応札時点で電気事業者の届出が完了している必要はあるか。
- ■【A-3】参加登録・応札の時点で、電気事業者の届出が完了している必要はありません。
- ■【Q-4】参加登録期間中に提出が必要な書類について、提出が間に合わない場合の対応を説明して頂きたい。
- ■【A-4】合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める可能性がありますので、本機関へご連絡ください。
- ■【Q-5】コンソーシアムでの参加登録・応札を行う場合、参加企業全てを登録する必要があるか。
- ■【A-5】代表する1社が参加登録・応札を行ってください。
- ■【Q-6】期待容量や応札容量算定の際、蓄電池の劣化はどのように考慮するのか。
- ■【A-6】次の補足説明資料をご参照ください。
 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryousystem-sankatouroku/files/2023-sanko-long.pdf



- ■【Q-7】電源等情報の登録の際に、接続検討回答書を受領できておらず、確定できない項目(例:接続検討回答日、設備容量(送電端)など)の登録方法を説明して頂きたい。また、確定した情報をいつまでに登録する必要があるか。
- ■【A-7】接続検討回答書を受領できていない場合、電源等情報の登録時点で、確度が高い情報を登録してください。 記載できない項目については空欄としてください。 なお接続検討回答の結果により登録済みのデータを変更する場合は、電源等情報の変更手続を行ってください。
- ■【Q-8】供給力提供開始時期と期限について、約定結果の公表を応札の次年度と想定し、供給力提供開始時期を供給力提供開始期限の年度として電源等情報を登録したが、応札を行った年度内に約定結果が公表された場合、供給力提供開始期限を超過することになるが、ペナルティの対象となるか。また落札結果に影響はあるか。
- ■【A-8】供給力提供開始時期は、電源毎に設定された供給力提供開始期限によらず、各工事計画に基づき、適正な時期に設定されるものと考えます。 仮に当該事象が発生した場合、「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント未達成となり、ペナルティが科さ

なお、約定結果公表後、工事計画の見直し等により供給力提供開始時期を変更する場合、速やかに電源等情報の変更を行ってください。



- ■【Q-9】供給力提供開始時期と期限について、約定結果の公表を応札の次年度と想定し、供給力提供開始時期を供給力提供開始期限の年度として電源等情報を登録したが、応札を行った年度内に約定結果が公表された場合、供給力提供開始期限を超過することになるが、ペナルティの対象となるか。また落札結果に影響はあるか。
- ■【A-9】供給力提供開始時期は、電源毎に設定された供給力提供開始期限によらず、各工事計画に基づき、適正な時期に設定されるものと考えます。 仮に当該事象が発生した場合、「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント未達成となり、ペナルティが科されます(落札結果には影響しません)。
 - なお、約定結果公表後、工事計画の見直し等により供給力提供開始時期を変更する場合、速やかに電源等情報の変更を行ってください。
- ■【Q-10】特定計量器について、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも設置が求められる条件、および設置における場所や機能の要件は何か。
- ■【A-10】同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、本オークションに参加した電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置が求められます。
 - ただし、按分計量を行わなくても落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合(各電源がそれぞれ独立して直接接続し、それぞれ計量器設備を有している場合など)には、発電端への特定計量器の設置は不要です。 設置場所や機能の詳細は、一般送配電事業者と協議のうえ、決定してください。

- ■【Q-11】特定計量器について、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも設置が求められる条件、および設置における場所や機能の要件は何か。
- ■【A-11】同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、本オークションに参加した電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置が求められます。 ただし、按分計量を行わなくても落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合(各電源がそれぞれ独立して直接接続し、それぞれ計量器設備を有している場合など)には、発電端への特定計量器の設置は不要です。

設置場所や機能の詳細は、一般送配電事業者と協議のうえ、決定してください。

- ■【Q-12】蓄電池・揚水式水力における制御回線について、「原則専用線とし、光ケーブル回線で施工できない1 万キロワット以上10万キロワット未満の設備は簡易指令システムも認める」とあるが、どのようなケースが該当するか。
- ■【A-12】制御回線に求められる要件は原則光ケーブル回線による専用線としております。 ただし、一般送配電事業者との協議結果により、光ケーブル回線が施工できない合理的な理由がある場合には 簡易指令システムも認めています。
- ■【Q-13】期待容量の算定において、公表された調整係数(月毎および年間)は、制度適用期間の全年度に適用されるのか。あるいは、年度毎に異なる調整係数を用いるのか。
- ■【A-13】調整係数(月毎および年間)は、応札年度に公表する値を制度適用期間(原則20年間)を通じて 適用されます。一度落札された電源の調整係数を、制度適用期間において変更することはありません。

- ■【Q-14】事業計画書に登録した情報を、事後的に変更することは可能か。コンソーシアム構成、出資構成、資金調達計画など。
- ■【A-14】提出後の変更は可能です。 なお事業計画書は、電源等情報登録時点での事業の実施能力や事業継続の確実性について確認するものであるため、審査後に変更になった場合、再提出は不要です。 ただし、「バイオマス発電設備に係る燃料調達計画」に変更がある場合は、速やかに変更後の計画をご提出ください。
- ■【Q-15】コンソーシアムとして代表事業者が応札し、容量確保契約締結後に設立したSPCに権利を譲渡することは可能か。
- ■【A-15】本オークション容量確保契約約款第32条に記載のとおり、事前に本機関の同意を得ることを条件に容量確保契約上の権利義務および地位の譲渡を行うことが可能です。 なお、コンソーシアムとして代表企業が応札し落札した場合、約定結果の公表日から原則1年以内にSPCを設立して契約の変更、契約上の権利義務および地位の譲渡を行う必要があります。
- ■【Q-16】事業計画書の別紙1 資金調達計画の添付書類は、「プロジェクトファイナンスを利用する場合」、「プロジェクトファイナンス以外の場合」にそれぞれ定められているが、プロジェクトファイナンスを利用する場合においても、自己資本部分は存在するが、「プロジェクトファイナンス以外の場合」で定める添付書類も必要か。
- ■【A-16】ご記載のケースの場合、「プロジェクトファイナンスを利用する場合」の添付書類のみを提出してください。